

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

稻沢市長

市町村名 (市町村コード)	稻沢市 (220)
地域名 (地域内農業集落名)	稻沢地区 (南町、旭町、中本町、本町、小沢、北町、西町、桜木、高御堂、正明寺、小池、古松、長束、下町、国府町、新町、片町、下赤池、上赤池、長野、石田町、陸田、子生和、島、北治郎丸、南治郎丸、国府宮、松下、法成寺、東畑、本郷、江越、木全、石橋、重本、横地、小寺、平野、池部、大塚北、大塚南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

この地区は、既に用排水の整備も相当進んでおり、田については耕作の機械化に対応する条件を備えていることから水稻を主体として利用している。畑については施設園芸、露地野菜を主体として利用している。中心経営体については、確保できているが更なる掘り起こしを行う必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水田については、地域の中心となる経営体であるオペレーターに集積が進んでおり、今後も高齢化等により耕作できなくなった水田が集積されると考えられる。畑については、耕作放棄地が増加しており、積極的に農地中間管理事業を活用し、地域の中心となる経営体への集積を進めていく。併せて、農業塾における担い手の育成を実施し、新規就農者対策を進め、担い手の定着支援を行っていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	578 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	578 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地及び、その周辺農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地の貸し手(出し手)の希望により、農地中間管理事業を利用し、集積・集約化を進めていく。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を踏まえて、更なる集積、集約化をしていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

現時点では予定なし。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

中心経営体については、確保できているが更なる掘り起こしを行う必要があるため、農業塾において、担い手の育成をJA等の関係機関と連携して引き続き実施していく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JA愛知西の子会社である(株)グリーンファーム愛知西により、農地所有者の貸付希望があれば農地を借り受ける。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】